**建設工事における低入札調査基準価格の見直しについて**

建設工事における低入札調査基準価格に係る国の算定方式が見直されたことに伴い、次のとおり、南砺市低入札価格調査制度要領に定める基準価格の改正を行います。

【見直しの内容】

調査基準価格の改正

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **現　　行** | | **改　正　後** | |
| 直接工事費 | ９７％ | 直接工事費 | ９７％ |
| 共通仮設費 | ９０％ | 共通仮設費 | ９０％ |
| 現場管理費 | ９０％ | 現場管理費 | ９０％ |
| 一般管理費 | ５５％ | 一般管理費 | **６８％** |
| 合計額＝調査基準価格 | | 合計額＝調査基準価格 | |
| ※合計額が予定価格の7/10に満たない場合は7/10の額を、9/10を超える場合は、9/10を調査基準価格とする。 | | ※合計額が予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10の額を、9.2/10を超える場合は、9.2/10を調査基準価格とする。 | |

【施行期日】

令和４年８月１日以後に入札の公告または指名の通知を行う入札から適用する。